

令和 6 年度 新たな低所得者世帯への給付金・こども加算について

新たな低所得者世帯への給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、令和 6 年度において新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、低所得者支援給付金を支給し、生活と暮らしの維持を支援する。

- 対象 令和 6 年度の新たな低所得者世帯【概算】**2,000 世帯**
 内訳 新たな住民税非課税世帯 1,500 世帯
 新たな住民税均等割のみ課税世帯 500 世帯
 ※住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯は除く（こども加算も同様）
- 基準日 令和 6 年 6 月 3 日
- 支給額 **10 万円/世帯**
- 支給開始時期 令和 6 年 8 月下旬

- ◇予算要求額 203,670 千円
 内訳 人件費 904 千円 (3-1-14-1-3)
 事務費 2,766 千円 (3-1-14-10-1)
 事業費 200,000 千円 (3-1-14-10-1)
- ◇財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
 【給付金・定額減税一体支援枠】(国 10/10)

- 【スケジュール】
- 6 月下旬 給付金システムのリリース ⇒ 対象者のデータ作成
 - 7 月中旬 データ転送 ⇒ 確認書の作成（業務委託）
 - 8 月上旬 低所得者支援金の支給対象者へ確認書・申請書の通知等の発送
 - 8 月下旬 第 1 回目の低所得者支援給付金の支給
 - 10 月 31 日 申請期限 ⇒ 11 月末日 事業完了予定

こども加算(低所得者の子育て世帯への加算)

物価高騰が低所得者の子育て世帯に特に深刻な影響を与えているため、新たな低所得者世帯への給付金に『こども加算分』を加算支給し、低所得子育て世帯を支援する。

- 対象 令和 6 年度で新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯で 18 歳以下の児童(H17.4.2 生まれ以降の児童(基準日以降から 10 月 31 日までに生まれた児童及び別世帯だが扶養している児童含む))
- 【概算】**300 人**
- 基準日 令和 6 年 6 月 3 日
- 支給額 **児童一人あたり 5 万円**
- 支給開始時期 令和 6 年 9 月下旬

- ◇予算要求額 16,309 千円
 内訳 人件費 932 千円 (3-1-14-1-3)
 事務費 377 千円 (3-1-14-10-2)
 事業費 15,000 千円 (3-1-14-10-2)
- ◇財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
 【給付金・定額減税一体支援枠】(国 10/10)

- 【スケジュール】
- 6 月下旬 給付金システムのリリース ⇒ 対象者のデータ作成
 - 8 月中旬 データ転送 ⇒ 確認書の作成（業務委託）
 - 9 月上旬 こども加算対象者へ確認書・申請書の通知等の発送
 - 9 月下旬 第 1 回目の低所得者支援給付金の支給
 - 10 月 31 日 申請期限 ⇒ 11 月末 事業完了予定